

【諮問第92号】

14川個審第 18号

平成14年11月18日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市個人情報保護審査会

会長 安富 潔

個人情報開示請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成13年6月20日付け13川区健第488号をもって川崎市長から諮問のありました個人情報開示請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申いたします。

## 【諮問第92号】

### 1 審査会の結論

不服申立人が行った、「結核予防法等の規定による報告，検診等に伴う書類」の開示請求に対して，実施機関川崎市長の行った拒否処分は妥当である。

### 2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立人は，平成13年4月5日付けで川崎市個人情報保護条例第17条の規定に基づき，平成6年4月11日付け（その後，不服申立人が平成13年6月5日付け不服申立書で平成6年6月24日付けに訂正）で，市内病院にて肺結核と診断を受け，これに伴って記録された次の一連の公文書すべての開示請求を実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して行った。

ア 保健所で肺結核と証明できる文書

イ 家族の検診の資料

ウ 完治の年月日が明らかになる記録・文書

(2) 本件開示請求に対して，平成13年4月6日付けで実施機関は，ア・イ・ウに関する公文書が川崎市公文書管理規程により保存期間が5年となっており，平成6年度の公文書は平成12年度に保存期間が経過したため廃棄し，不存在であるとして拒否処分を行った。

(3) 本件処分に対し，不服申立人は，平成13年6月5日付け（平成13年6月14日付けで補正）で，「本件処分の取消しを求める。」との趣旨で不服申立てを行った。

### 3 不服申立人の主張要旨

平成14年4月26日付け不服申立人意見書，同年6月11日に行われた不服申立人口頭意見陳述における不服申立人の主張は，概要以下のとおりである。

(1) 公文書の保存期間について

実施機関の拒否処分については，末期癌で手術後肺結核と診断され，それに伴って結核予防法により保健所で家族も検診を受けた（家族の検診結

果では感染していないと聞いたが、その文書は受け取っていない。)。平成13年6月厚生省（当時）担当官に直接確認したところ、結核に伴う書類は永年保存であり、結核患者とその家族の文書は廃棄できないと聞いている。今年5月に、厚生労働省の医療関係部署（正確な部署名は不明）に電話で尋ねたところ、「記録が残っているから市に協力してもらってください。」と言われた。

(2) 実質的な公文書の存在について

平成11年2月末まで肺結核と肺気腫で通院し、肺結核の治癒について医師から説明はなかった。カルテにより、平成7年3月15日治癒と記載されていることが判明した。平成6年以降も保健所から肺結核が治癒したかどうかについて問合せを受けており、何らかの文書があれば手がかりとしたい。

#### 4 実施機関の理由説明

平成13年7月27日付け実施機関拒否処分理由説明書、平成14年7月9日に行われた実施機関事情聴取における実施機関の主張は、概要以下のとおりである。

- (1) 結核と診断された場合、結核予防法の規定により保健所長へ医師の届出、保健所長の結核登録票への記録等法令で定める手続及び書面の提出又は作成が定められている。結核患者は、医療の公費負担を申請し、6か月の公費負担が認められ、さらに引き続き治療を要するときは、再度申請をして医療費負担を軽減しており、結核患者の家族を含む検診をすることで、感染防止を図っている。保健所では、医師からの届出及び患者からの申請により結核患者の適正な治療が受けられるように努めている。

それらの書面の保存期間については結核予防法施行規則及び川崎市公文書管理規程の定めにより2年又は5年と定められている。

- (2) 本件の場合、結核の届出及び平成6年度結核関係書類の完結文書は、平成11年度までが保存期間となっており、平成12年8月31日付けに、結核登録票は登録を必要としなくなった日から2年を経過した後、第3種文書の廃棄処分時に、それぞれ廃棄処分が行われている。

- (3) 平成7年度以降の保存期間が経過していない結核関係文書には、不服申立人に係る個人情報には存在していない。

## 5 審査会の判断

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立書、意見書、意見陳述の各段階で、不服申立人の主張内容に変化があるが、その趣旨は以下の3点に集約されるものと判断する。

ア 公文書の保存期間は納得できない。

イ 厚生省（当時）と厚生労働省に2度にわたって問い合わせた回答では文書は残っているか又は手がかりになる文書があるはずである。

ウ 文書がすべてなくなってしまうことは容認できない。何らかの文書が残っているのではないか。

### (2) 保存期間と治癒の時期

結核予防法で結核と診断された場合、医師の届出や保健所の一連の書面提出や作成の手続が定められている。これらの書面の保存期間は結核予防法施行規則又は川崎市公文書管理規程の定めで2年又は5年となっている。

不服申立人は平成6年6月24日に肺結核と診断され、カルテに平成7年3月15日に治癒したと記載されていると陳述した。その場合には、不服申立人に係る個人情報の記録としての平成6年度の完結文書については平成12年8月31日に、結核登録票については登録を必要としなくなった日から2年を経過した後の第3種文書の廃棄処分時に、それぞれ廃棄処分としたとの実施機関の説明は、法令に基づいた妥当なものである。

また、治癒の年月日について、意見陳述では平成11年2月末まで肺結核で通院し、治癒の診断を受けていないと説明した。その場合には、5年保存文書は廃棄されずに保存されているが、実施機関が保存期間の経過していない文書を調べたところ、不服申立人に係る記録は存在しなかった。

### (3) 国の担当官庁の説明

不服申立人は不服申立ての前に厚生労働省を訪れ、担当官から「結核患者及びその家族の検診記録は第一種（永年保存）となっており、廃棄処分

はできない。」との趣旨の説明を受けたと主張している。実施機関が厚生労働省所管課に問い合わせたところ、担当窓口にそうした相談はなく、他の部署に行ったのではないかと、この回答だった。

不服申立人は平成14年5月に厚生労働省に電話照会し、「受付簿が残っているから市に協力してもらってください。」との返事もらったというが、回答をした相手方の部署や担当官の名前は不明で、実施機関がその事実を調べるには手がかりに欠ける。

以上の点から国の行政担当機関の正式な説明だったと確認できない。

#### (4) 何らかの実質的な公文書の存在の可能性

不服申立人は何らかの実質的な公文書が存在するのではないかと、主張している。このため、実施機関は前述のとおり保存期間が経過していない不服申立人に係る個人情報で他の公文書を探したところ、存在しなかった。

したがって、実施機関の対応は法令にかなっている。文書存在の可能性はないものと判断せざるを得ない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

#### 川崎市個人情報保護審査会（五十音順）

委員	安達和志
委員	岡村道代
委員	奥宮京子
委員	加藤隆
委員	安富潔